

### 第3回「政策推進作業部会」議事概要

日時 平成23年12月2日(金) 13:00~16:10  
場所 中央合同庁舎第四号館 全省庁共用1214 特別会議室  
出席者 委員:常本部会長、阿部委員、大西委員、加藤委員、菊地委員、佐々木委員、佐藤委員、  
篠田委員、本田委員、丸子委員  
事務局:青木審議官、内閣参事官ほか  
傍聴:財務省、外務省、文化庁、厚労省、農水省、中企庁、国交省ほか

#### 議事

#### 1 「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた、全国的見地からの施策の展開について

##### (1) 「生活等の相談に対応する等の措置」について厚生労働省から説明

###### ○ 生活館について

- 生活館の目的は、アイヌの人々の生活向上・啓発活動等の推進。北海道のアイヌ集落とその周辺住民の生活改善、福祉の向上を図るため、昭和48年から制度化されているもの。
- 設置主体は、北海道内の市町村。平成22年度現在で道内27市町に143館設置されている。
- 事業内容は大きく四点。
  - 一点目は社会調査事業及び研究事業。当該地域に住むアイヌの人々の生活実態等を把握する調査を実施している。
  - 二点目は相談事業。生活相談及び自立支援のための助言指導を実施している。なお、他施策での相談事業が充実してきていることもあり、現在では、関係相談機関へのつなぎ役という点がかかなり色濃くなっている。
  - 三点目は、啓発及び広報活動事業。地域での啓発活動を実施している。
  - 四点目は、地域交流事業。各種クラブ活動、教養・文化活動等を実施している。
- 生活館は地域交流のための拠点という位置づけなので、この事業の中では、宿泊機能は想定していない。
- 生活館の運営費について、補助対象基準額のうち国が1/2、道が1/4、設置市町村が1/4を負担。ただし、札幌市、旭川市については道の補助がなく、国と市が1/2ずつ負担。
- 近年、館数が減ってきているため予算額も漸減している状況であり、館の運営自体がかかなり縮小してきているという感触を持っている。
- 施設整備費については、近年、1~2件程度の執行となっており、いずれも老朽化に伴う改修である。
- 相談員は、各館必置にはなっておらず、必要があれば生活相談員を置けるということになっている。平成22年度では、20市町の20館に25人が配置されている。非常勤職員として設置しているケースが多く、月に数日、あるいは週に数日を相談日と決めているところが多い。
- 相談件数は、年間五千件程度。札幌市が突出して多い。札幌市を除く平均は、年間一館当たり160件程度。
- 施設の規模・設備について、要綱上の規模は132平米以上。その中に、相談室、調理室、事務室等を設けることになるが、これらは必置にはなっておらず、その館の状況によって、どれを設置していくかということになる。

###### ○ 生活相談について

- 生活相談に応ずる機関として主立ったものを挙げると、生活関係では、福祉事務所、民生委員等のほか、社会福祉法に基づく社会福祉協議会が挙げられる。健康関係では、市町村保健セ

ンター。労働関係では、ハローワーク等。その他、子ども、婦人、高齢者の介護、障害者に係る相談機関が、それぞれ設置されている。

○ 道外に生活館、生活相談員を設置する場合の課題について

- ・ 生活館について、あくまでも現行制度上の課題ということになるが、大きく二つあると思う。一つは、事業目的の面からどうなのかということ、もう一つは、実施主体の面からどうかということ。アイヌ集落あるいはその周辺の地域を対象とした事業という整理をしているので、アイヌ集落のない地域での設置というのは難しい。それから、実施主体の関係で、仮に道外に生活館を設置することとした場合、実施主体である市町村、それから補助金を支出する都府県、こういったところが、必要性、効率性を踏まえて、設置するかどうかの判断をすることになる。効率性については、例えば、既存の相談機関との関係、それから費用の問題などが判断の大きな要素になると思う。
- ・ 生活相談員の課題も、生活館の課題と同じ。生活相談員は独立した制度としてあるわけではなく、あくまでも、生活館の中で相談事業を担う者を、一般的に生活相談員と呼んでいる。

(2) 主な意見

- ・ 宿泊機能について、生活館を実際に使用した経験があり、地域の人たちがそこで雑魚寝をしていた記憶がある。いつからそれができなくなったのか知りたい。
- ・ 火を使える施設について、屋内で火を使えるところは存在しないだろうとの説明だが、調べた方がよい。宿泊機能についても、札幌市では、火の始末をする管理人を置くことを条件に、宿泊を許可している。
- ・ 関東にアイヌ集落というものが存在しない以上、自治体が生活館を設置することはできない、ということになると、現行制度では、道外に生活館を設置することはできないことになるわけだが、国が生活館を設置するということは考えられないのか。
- ・ 有識者懇談会報告で謳われている国の責任を果たす上で、生活館というものが大きな拠点となると考えられるとすれば、道外にそれを設置する際の課題は何か、乗り越えるべき問題は何か、という点について御教示をいただきたい。
- ・ 札幌市では、どういう論理で生活館がつけられたのか。札幌市がアイヌ集落として認められているから、札幌市に生活館がつけられたということになると思うのだが、その根拠を教えてください。
- ・ 現在の北海道における生活館の配置状況を見ると、北海道が実施している生活実態調査において比較的多くのアイヌ住民がいることが明らかになっているところを中心に設置されていることと思うが、設置されていない地域にも一定数のアイヌ住民がいることが知られているところがあり、その場合、まさに設置する基準が一体何であったのかということが、今の質問に関連して出てくると思う。  
そして、その基準で考えていった場合に、例えば東京などには多くのアイヌ住民がいることは知られているわけだが、その点で、客観的な設置基準を満たしているとはいえないのか、という点も検討課題となる可能性がある。
- ・ 設置市町村について、一市町村に複数設置されているところもあれば一館だけのところもあるが、これは、市町村の財政力とか理解力とか、そのようなものも反映している。道内27市町村に設置されているとのことだが、協会の支部は50あり、やはり設置されていないところがある。

設置基準に関しては、廃校になっている小中学校等の既存の施設の活用など、運用の幅を広

げる検討をしていただきたい。

- ・ 宿泊機能について、首都圏では、東京へ出てくる交通費すらままならない人間がホテルなんて押さえようがない。伝承活動は、一緒の時間を過ごし、その所作の中から教えていくことである。真剣に、アイヌのことを考えてほしい。
- ・ 宿泊に関しては、地域交流が目的である以上、地域住民にとって宿泊の必要はなかろうということで、柔軟な運用というのも難しいのかもしれないが、そういう強い要望があることだけは聞いておいていただきたい。
- ・ 札幌市のアイヌ交流センターは、日本で一番の施設だと自負しているし、また、旭川市、むかわ町、平取町、白老町にも素晴らしい施設があるので、是非そういったところをモデルにして、国連の先住民族の権利宣言に基づいて、検討をお願いしたい。
- ・ (社)北海道アイヌ協会では、町村の協力を得て、年に1回、生活相談員と職業相談員の合同研修会を実施している。そういう機会は、他にはないのではないかと考えている。そういう観点も念頭に置いて検討いただきたい。

### (3) 「安定した就労への支援」について厚生労働省から説明

#### ○ 全国一般の非正規労働者を対象としている雇用施策について

- ・ 近年、非正規労働者の割合が増加傾向となっており、雇用労働者の三人に一人が非正規労働者であるという状況を踏まえて、重点課題の一つとして取り組んでいる。
- ・ 非正規労働者は、①雇用調整の対象とされやすく、雇用が不安定であること、②賃金など勤務条件が低いこと、③職業訓練の機会を得て職業能力を高める機会に乏しいこと、といった課題がある。
- ・ これに対応する雇用対策としては、四つの類型に区分できる。

一点目は、正社員就職、正社員転換の支援の類型。全国約500のハローワークにおいて、正社員求人を含めた求人開拓に積極的に取り組み、求人・求職のマッチングを行う。また、個々人の状況に応じて、担当者制、マンツーマン支援等を行って再就職を支援する、フリーターや派遣労働者を正規雇用する場合に、事業主に助成金を支給するという制度を実施している。さらに、3ヶ月間、労働者を事業主に試行的に雇用してもらい、この期間に、お互いの適性をみながら、常用雇用化の支援をしていくというトライアル雇用制度も実施している。

二点目は、キャリア形成支援。ジョブカード制度の推進という観点から、職務経歴、学習歴、訓練歴、資格等を記入する様式を準備しており、これに本人が記入し、ハローワークなどで専門のキャリアコンサルティングを行う担当者と面談、本人のキャリア形成の課題を明確にし、今後の進むべきキャリア形成支援、方向づけを行うといった制度を実施している。なお、ジョブカードは、現在約58万件を交付していると聞いている。

三点目は、均等・均衡待遇の促進。パートタイム労働者や有期契約労働者を正社員に転換する制度を事業主が導入する、あるいは、正社員との均等・均衡待遇を導入するときに、事業主に対して助成金を支給するという制度を設けている。また、全国の労働基準監督署において労働条件確保の指導、周知啓発などを行っている。

四点目は、セーフティネットの強化。無料の職業訓練の機会を提供するとともに、一定の要件を満たす者に対して、訓練受講期間中の給付を行う。さらに、ハローワークで計画的に就職支援を行うという求職者支援制度を今年度創設している。また、平成22年に雇用保険制度の適用範囲を拡大し、雇用期間が6ヶ月以上の者が雇用保険に加入するという制度を、1ヶ月以上に適用拡大している。

- ・ 今後の非正規労働対策については、「非正規雇用のビジョンに関する懇談会」を、今年の

6月から開催し、この懇談会において、非正規労働者の雇用の安定や処遇の改善に向けたビジョンを策定することとなっているため、このビジョンに基づき、非正規労働者対策を推進することになるものと思料する。

- ・ 非正規雇用が増加し、不安定就労が大きな課題になっており、厚生労働省としては、非正規雇用に対する各種施策を全国的に推進している。これらの施策は、当然のことながら全国のアイヌの方々も対象になるものであり、まずは、これらの施策をしっかりと実施し、非正規雇用問題の解消に努めてまいりたい。

○ 北海道アイヌ生活向上関連施策について

- ・ 北海道に居住しているアイヌの方々を対象とした特別の対策は、大きく分けて三つある。一点目は、アイヌ地区住民就職促進費。アイヌの学生が比較的多い中学校を特別職業指導中学校に指定し、学校とハローワークが連携して職業指導を実施している。特別指導中学校には、苫小牧や浦河などにある39校が指定されている。また、職業相談体制を強化するため、アイヌの方が多く居住する地域を管轄するハローワークに職業相談員を配置している。平成2年度からは、年1回、職業相談員及び職業相談員を配置しているハローワークの職員を対象に経験交流会というものを開催しており、職員、相談員相互の経験交流、意見交換、情報交換を通じて、職業相談員の質の向上を図っている。

二点目は、就職促進資金貸付事業費。これは、アイヌの方がハローワークの紹介によって常用労働者として就職する際に、当面の生活資金として、北海道労働金庫から貸付を行っているため、この貸付に係る支援を行っている。貸付上限額は、単身で15万円、世帯で20万円となっており、就職後1年間継続雇用された場合には貸付金の返済を免除している。

三点目は、職業訓練の受講促進。再就職のために必要な職業能力を付与することを目的に、公共職業訓練を実施しているが、アイヌの方の訓練受講を促進するために、「職業訓練受講奨励金」、「職業訓練受講支度金」を支給している。なお、道外においては、職業転換給付制度というものがあり、この制度にある訓練手当を受給することができる。

- ・ なお、アイヌの方の認定は、北海道アイヌ協会及び各支部等とハローワークとが連携して、血縁関係等を確認して行っている。

○ 北海道アイヌ生活向上関連施策を全国展開する場合の課題について

- ・ 貸付事業や奨励金の支給などの経済的支援については、利用者がアイヌの方であることを認定する仕組みがまず必要。職業相談員については、アイヌが集住していない道外のハローワークに配置しても、職業相談や職業紹介のニーズが殆ど見込まれず、支援実績が伸びないことを懸念。

#### (4) 主な意見

- ・ 札幌市は、北海道の人口の約1/3が住んでいる都市であり、明治後期くらいにアイヌの集落というものは解体されている。これは、北海道から首都圏に来ているアイヌの人たちに合致する状況である。札幌市内では3つのハローワークにアイヌの職業相談員が配置されているという状況を考えると、首都圏にはアイヌの集住がない、という考え方には問題がある。集住地がないからできないというのであれば、どうして札幌ではできるのか。是非これは考え直していただきたい。

それから、個人認定の問題についても、北海道の職業相談員はどのように認定を行っているのか。それと同じようにやってはどうか。

- ・ 東京都には、職業相談員を務めているアイヌが一人いる。また、私は、東京都で週に2日ほど、アイヌの立場で人権相談を行っている。こういう例外的な事例をうまく展開することはできないのか。

アイヌ地区住民ということからすれば、首都圏にもアイヌの団体があり、発想を変えれば、

そういった団体も地区住民の枠に入れられるのではないか。一の都府県に住んでいる人数は少ないかもしれないが、現実に住んでいるわけであり、首都圏を中心に活動をしている。

- ・ 第一義的には、一般対策の中でどこまでアイヌ民族の課題をクリアできるのかということを考えなければならないが、有識者懇談会報告は、政府はアイヌ民族に対して、一般国民に対する責任よりもより強い責任を負っているという考え方を取っているわけであるから、その意味で、一般の非正規雇用対策で全てが解消しきれるとは言い切れない問題がある、というところをご留意いただきたい。
- ・ アイヌを雇用すると事業主に助成金が支給されるという制度があるが、この利用がすごく低い。アイヌの職業相談員は、こうした情報に通じているが、アイヌの職業相談員を整理統合していくという話を聞いており、これによるマイナス効果が危惧される。
- ・ 職業訓練の期間が3ヶ月ということになっているが、1年とはいわずとも、6ヶ月でも継続できるシステムを検討してはどうか。
- ・ 特別指導中学校に関連し、高校に関しては、ジョブサポーターなど、全国的な対策の一環として行っているとの説明だが、私はむしろ、高校がとても大事だと思う。アイヌ施策として高校に導入することは難しいのか。
- ・ 本日説明いただいたアイヌ関連施策については、いずれも有効な政策であるので、今後も継続、できれば展開をしていただきたい。

#### (5) 合意事項

- ・ 次回の部会では、有識者懇談会報告書に記載された個々の政策の進捗状況について、事務局から全体を説明する。また、特に進捗が滞っていると思われるものについては、進捗が滞っている理由、障害となっている問題等について関係機関へのヒアリングを行う。

## 2 「国民理解を促進するための活動について」

### (1) (社) 日本広報協会 渡邊昭彦事務局長から説明

- 広報戦略・広報戦術プランの考え方として、広報の意味と目的、広報メディアの種類と特性、プランの立て方、効果測定、参考事例等について説明

### (2) 主な意見

- ・ アイヌ広報のヒントとなる具体論について、もう少し突っ込んだ形で、様々な分野の方から話を伺いたい。

### (3) (財) アイヌ文化振興・研究推進機構からの説明については、次回に延期

### (4) 合意事項

- 次回以降においては、(財) アイヌ文化振興・研究推進機構へのヒアリングのほか、メディア、教育等の分野において、専門家、有識者へのヒアリングを行う。人選については、部会長一任。

## 3 その他

- ・ 次回日程は別途調整